

令和5年4月1日付け大竹市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領の一部改正に係る変更点(抜粋)

①伐採等届出に必要な書類の変更(変更箇所赤字表示)

(届出をしようする日の属する年度又はその前年度中に提出した伐採等届出に添付した書類と同一のものを添付する場合には、「〇年〇月〇日付け届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代えることができる。

番号	必要な書類	内容	備考
1	伐採届	別記様式第1号 ※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。	必須
2	添付資料が確認できる書類	別記様式第2号 ※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。	必須
3	森林の位置図及び区域図	国土地理院地図、森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの なお、市長が認める方式により伐採区域が判別できる座標値を伴った電子データがある場合は、そのデータ提出をもって代えることができる。	必須
4	本人確認書類	次の各号のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。 (1) 法人の場合(次のいずれかの書類) 法人の登記事項証明書、法人番号を記載した書類、法人の名称及び所在地を記載した書類 (2) 法人でない団体の場合(次のいずれかの書類) 団体の規約、団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 (3) 個人の場合(次のいずれかの書類) 住民票の写し、個人番号カード(表面)、運転免許証	必須
5	他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	次の各号のいずれかの書類を提出するものとする。 (1) 行政庁が発行した証明書又は許認可証の写し (2) 申請中の許認可については、次のア又はイに掲げる書類 ア 許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 イ 許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類	必須 (該当する場合のみ)
6	伐採後の造林をする権原を有することを証する書類(※注1)	次のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。 土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、伐採後の造林の受委託契約書、土地の賃借契約書	必須

令和5年4月1日付け大竹市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領の一部改正に係る変更点(抜粋)

7	森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類（※注1）	次のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。 立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採の同意書・承諾書、伐採の受委託契約書	必須 (該当する場合のみ)
8	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	次のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。 境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類(別記様式第13号)、隣接森林所有者の現地立会写真、隣接森林との境界に係る既存の資料の確認等取組状況を説明した書類	必須（※注2）
9	その他市が必要と認める書類	地域の実情に応じ、次に掲げる市が必要と認める書類を提出するものとする。 (1) 地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書 (2) 伐採及び集材に係るチェックリスト (3) 搬出計画図（3の項に掲げる図面に土場や集材路を図示したもの）。 (4) 他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類 (5) 開発行為に関する計画書等（伐採跡地を森林以外の用途に供する場合）	必須 (該当する場合のみ)

注1 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、次に掲げる書面に代えることができる。

- (1) 森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- (2) 伐採権原に関する状況を記載した書面

注2

次の各号に掲げる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合（単木伐採など境界に隣接しない場合）
- (2) 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより、届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合（境界杭などにより境界が明らかな場合）
- (3) 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者との境界の確認を確実に行うと認められる場合（誓約書等の提出により届出後、伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合）

ただし、過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む。）は、この限りでない。

令和5年4月1日付け大竹市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領の一部改正に係る変更点(抜粋)

②伐採等届出書提出後の変更手続きの変更

伐採届の受理後に届出義務者から伐採の計画等の変更の申出があったときは、市長は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める方法により届出義務者に対応を求めるものとする。

- (1) 大竹市森林整備計画との適合に影響のない軽微な変更（伐採期間の変更等） 受理後の伐採届の該当箇所の補正を求める。
- (2) 大竹市森林整備計画との適合に影響を与える変更（伐採方法の変更等） 伐採の途中である場合にあっては、直ちにこれを中止させ、改めて伐採を開始する日前90日から30日までの間に届出義務者に対し、伐採及び伐採後の造林の変更届出書（別記様式第6号）の提出を求める。

③様式の変更

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第6号（第5条関係）

④様式の追加

別記様式第13号（第3条関係）